

事業所名	従業員規模	所在地	支援テーマ	支援回数
一般社団法人押井営農組合	28名	愛知県豊田市押井町寺ノ入4	集落営農の法人化	専門家支援 4回

相談内容・現状課題

■相談内容

中山間地域集落営農組織の押井営農組合の鈴木組合長から、現行の集落営農組織を平成30年度に法人化し、平成31年度にライスセンターの整備したい旨の相談があった。

■現状課題等

・現在、老朽化したライスセンターの新設を考え、法人化した後に補助事業と農業近代化資金を活用し、新たなライスセンターの建設に着手したいとの意向であった。

・鈴木組合長は、一般社団法人による法人化を考えていたが、現在実施している農家民宿や将来的に農地の取得を考えた場合、農事組合法人や株式会社を含め法人の形態を検討する必要があることを提案し、専門家の意見を聞き比較検討することにした。



相談所の支援体勢・改善提案 (問題解決方法)

■支援内容

<経営診断>

経営診断を行い、経営課題の整理。
担当：中小企業診断士

<専門家派遣支援>

①法人の形態について協議・決定

株式会社や農事組合法人などで農地所有適格法人の要件を満たせば農地が取得できることや、農事組合法人の組合員の従事程度(従事時間・従事内容)に応じて配当額を決定できる従事分量配当など、法人化のメリット・デメリットを提示した。加えて、農地中間管理機構が提唱する一般社団法人に関する助言を行い、協議を重ねた結果、一般社団法人とすることで決定した。

(担当：税理士)

②労災保険に関する専門家派遣

どの法人形態においても従業員に対する労災保険の加入が義務となるなどの保険制度について説明し、保険については、対象者となる者を雇用する場合に手続きが必要な旨を助言した。

(担当：社会保険労務士)

支援の成果・その後の状況

■支援の成果・その後の状況

相談活動開始から、約2ヶ月後の平成31年1月8日に一般社団法人押井営農組合(構成員28名、7.7ha)が設立された。雇用管理については、現状の雇用状態で必要な労災保険加入した。また、平成31年2月22日には豊田市の認定農業者となった。

ライスセンターの整備については、平成31(令和元)年度導入に向け準備を進めている。

さらに農地の集積・利用については、農地中間管理事業の活用を視野に入れて、「続けられる中山間地域農業」のモデルとなることを目標に経営改善を進めていく。

■コーディネーター所感

法人化できた要因として、①集落営農組織として実績が十分あり、次年度の施設整備等の課題解決のために法人化を進める意向が明確であったこと、②鈴木代表というリーダーがいたこと、③豊田市役所も中山間地域の重要な組織として全面的に協力し、連携がとれていたこと、④相談者の意向を把握して、適切な専門家を切れ目なく専門家派遣し、法人化スケジュール管理を行ったことである。